

議会改革推進特別委員会（第21回）

日時 平成25年2月8日（金） 午後 時 分～
場所 第2委員会室

1 開議

2 委員長報告の確認について

3 その他

議会改革推進特別委員会 委員長報告案

議会改革推進特別委員会が2年間で取り組んでまいりました経過概要を報告いたします。

本委員会は、平成23年3月定例会において、議会基本条例に基づき議会改革の推進を図る目的で設置されました。

早稲田大学マニフェスト研究所や、日本経済新聞社産業地域研究所が行う調査によれば、亀岡市議会は、全国の自治体の中で、議会改革度ランキングのトップグループに位置しています。現在、このような非常に高い評価を受けていることは、本市議会が、形を変えながらも、10年以上にわたり、議会改革に積極的に取り組んできた積み重ねの結果でもあります。

平成22年9月定例会で定めた議会基本条例では、議会のあり方、議員の役割、市民との関係などの基本的な考え方を整理しています。議会改革では、いわゆる改革項目といわれる目先の変化に目を奪われ、ランキングの上下に一喜一憂してしまいがちになりますが、本委員会では議会基本条例に基づいて検討を進めることで、腰を据えて、本質的な議論を展開してきました。

議会基本条例では議会の究極的な役割を市民福祉の向上と位置付けています。このことから、今以上に、市民福祉の向上に寄与できる議会へとステップアップするため、具体的な取り組みを検討してきたのです。

議会基本条例に定めるあるべき議会の姿を実現するため、約40の検討項目が提案されました。本会議の休日開催や会期の見直し、議会の通年化、議員定数及び議員報酬の検討など、本委員会で議論した項目は多岐に及びます。また、これらの項目は、各委員が実際の議会活動から感じている課題、市民の声を映した意見、そして、自分が描く理想の議会を実現する手段として、熟慮を重ねて提案したものです。委員会ではこれら熟慮の上で提案された改革案を、慎重かつ積極的な委員間の討議により、一つずつ、丁寧に検討を深めてきました。

検討の過程では法的な整理や、市民の意思の的確な反映、効率的で効果的な議会の運営方法、地方自治法の改正などに現れる地方に求められる役割と責任の増大など、様々な観点から総合的に判断しなくてはならない場面が多くありました。そのなかで、理論付けや制度設計が困難な、文書質問制度や反問権の拡大などについて、議員間の議論により課題を顕在化させ、様々な調整作業も考慮しながら、意見を集約し、整理してきました。また、定数や報酬の検討では、身を切るリスクを恐れることなく、白熱した議論を戦わせました。

2年間、21回に及ぶ会議を経て、本委員会では困難な課題に、一定の結論を示すことができたと自負しています。本委員会での検討の成果は、議会全体で共有されたうえで、着実に実現しています。

以上が、本委員会の取り組み報告です。しかし、議会改革の取り組みは、本特別委員会の報告をもって終了するものではありません。今後も、議会運営委員会などの場で、議会基本条例の理念のもと、当然、将来にわたって継続されるべきものであることを申し上げておきます。

最後に、本委員会の取り組みにより一段とレベルアップした亀岡市議会の今後、大いに期待いただき、議会改革推進特別委員会2年間の報告とします。